

第2回 共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会 議事概要

日 時：令和2年12月10日（木）16:00～18:00

場 所：オンライン会議（事務局：中央合同庁舎3号館 総合政策局会議室）

出席者：別紙出席者名簿を参照

<資料2について>

○視察先で、車椅子使用者用便房等が使用中だったため、一般トイレ内のオストメイト対応の便房を使用しようとしたが、こちらも使用中で、しばらく待つこととなった。オストメイトの人が使用していたのかどうかはわからないが、おむつ交換台が設置された便房は一般トイレに入って正面の分かりやすい場所にあったのに比べて、オストメイト対応の便房は入って左側にあり、ピクトグラムが入口から見えずらい壁に貼ってある状況だったため、オストメイト用設備があることを知らずにいった可能性があるのではないかと感じた。オストメイトのピクトグラムは、分かりやすい形で設置されるとありがたい。

●トイレ内の配置の影響も考慮して、単に表示するのではなく、分かりやすく表示するといったところをもう少ししっかりと記述したい。

○今回のグループインタビューに応じてくれた方々の感想をお聞きたい。

○今回のグループインタビューには双子の母親、兄弟がいるベビーカーユーザーの母親に参加していただいた。乳幼児連れについては対象者がどんどん変わり、あまり知識がないまま通り過ぎることが多いということもあり、自分たちのわがまのような形で意見が出やすいということを気にしていたが、リアルな意見として上手に引き取っていただけるとありがたいと思っている。

○バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を伝えていくのが難しいと感じているが、一度伝えることができれば子どもが成長した後もそれらの考え方を知っている市民になる。

○今回のグループインタビューのような機会をたくさんいただけると、思っていることを聞いてもらえたということでそれがエネルギーとなり、モチベーションが向上するので今後もお願いしたい。

○どうしても高齢者・障害者等の「等」の部分に入ってしまうので、可能であれば「乳幼児連れにもインタビューを実施した」と報告書等にも記載していただけるとありがたい。

○発達障害は、当事者が低年齢の場合は父親が一人で娘を男性トイレに連れて行くといっ

た場合もあるなど、年齢によって利用の状況が変わってくる。

- 介助者同伴という話がこれまでにでてきているが、特に思春期にさしかかり異性トイレの利用が困難な場合は、男女共用スペースがあるというのは利用時の安心につながる。
- トイレに入ったものの、トイレ内の環境が自分の知っているものと異なり使用方法がわからずに利用できずに出てきてしまうというケースもあるので、画一の案内表示やサイン等を用いることにより、利用できずに出てきてしまうようなことがないよう、環境整備を進めていただきたい。

- 資料2の P.14、困りごとと対応例の下から6段目の部分で、車椅子使用者であっても排泄の装具を洗うため、オストメイト用水洗設備、汚物流しを使用する場合があるという意見に対する対応案が、「立ち上がりやすさや車椅子でのアプローチのしやすさを考慮した便器の設置」となっているが、これは「オストメイト用流しを車椅子使用者用便房等が複数設置されている場合には設置する」の誤りではないか。

●確認後修正させていただく。

- 性的マイノリティについて今回の報告書や調査に全く入っていないというのはおかしいと思う。

＜資料3について＞

- 一部の事例では、一般トイレ内のオストメイト用設備が簡易型（水栓）となっているが、なぜ汚物流しが設置されなかったのかという点が非常に気になる。車椅子使用者用便房等のオストメイト用設備も汚物流しではなく簡易設備となっているものもある。
- 今後もスペースの狭いところでは簡易型を認めるとされると、それで良いとなってしまう可能性があるので、この部分については何とかしていただきたい。

- 事例については現状調査の結果とのことなので、これからのあり方をどうするかというのは検討事項かと思う。

●報告書案では、オストメイト用設備を設置する際は基本的には汚物流しという気持ちでは書いているが、止むを得ない場合というのがどうしても残ってくるところがあるので、止むを得ない範囲を以下に限定していくかが重要であると考えている。

- 事例紹介で、視覚障害者向けに音声案内が設置されているというのがあったが、どのようなものが設置されていたかわかる範囲で教えてほしい。

- 車椅子使用者用便房等内での便器等の設備の場所を音声案内するものもあったが、多くの場合はトイレの出入口付近でトイレの入口のある方向等を音声案内しているものである。

＜資料４・資料６について＞

- 資料４の P.1 だが、広いスペースのトイレを必要とする人は、車椅子使用者、乳幼児連れ、認知症や発達障害者、盲導犬使用者など多岐にわたり、現状の設置数１ではニーズを満たしていないことから、根本的な解決には車椅子使用者用便房等の複数化が必要であり、これを報告書に盛り込んでほしい。
- 資料２の P.14 の下から４行目に、「上下移動が大変なので、空いているトイレを探しづらい」とあるが、根本的な問題は車椅子使用者用便房等が少ないことであるため、各フロアに設置してほしい。

- 車椅子使用者用便房は基準では「１以上」となっているが、１つ設置すれば良いという訳ではない（利用実態に応じて複数設置する必要がある場合もある）という部分について、もう少し記載を充実させても良いのではないかと考えている。
- 利用の集中については、一般トイレも含めた限られたトイレ空間をいかに有効活用するかという観点で、一般トイレへの機能分散、あるいは男女共用の区画を作るといったことも併せて推進していきたいと思っており、ご意見も踏まえて記述を検討させていただく。

- トイレの広さについて、ライニングを含めずに２メートル×２メートルとする案については賛成。

- 車椅子使用者用便房等を複数設置する場合は、１つ以上に必ず大型ベッドを設置し、その場合は２.２メートル×２.２メートル以上がベストだと考えるが、これについてはもう一度実証実験が必要だと思うので、その機会を設けてほしい。

- 広めの区画についてはライニングを含めずに２×２メートルと記載しているが、これは通常想定されているものよりも広めの区画をきちんと確保する必要性の例示として記載しているものである。これについては、住宅局で別途検討を進めている建築設計標準や他のガイドライン等にもかなり影響がある部分なので、表現については内部で再度調整、検討させていただく。

- 資料４の P.5 のトイレの名称について、国際的には「アクセシブル」が標準的なので、「アクセシブルトイレ」が最適ではないかと考える。

- 日本では「バリアフリー」という言葉が普及しているので「バリアフリースイレ」も悪くない。

○「車椅子対応トイレ」は車椅子使用者に限定するものではなく、車椅子使用者も使えるという意味であるので、これも悪くない。

○広いスペースを必要とする人が使用するトイレであるという点がポイントなので、そのことが表現できる名称が良いと考える。

●具体的にどのような名称にするかは、施設管理者が定める部分であるということは承知している。

●機能が集約されているトイレの場合は適正利用の配慮が必要であるし、機能分散が図られているトイレの場合でも、車椅子対応便房やオストメイト対応便房のように、それらの機能が必要な人に利用を譲るといった基本的な考え方を踏まえた記載とする必要があると考えている。

●広い意味で、このような配慮が必要なトイレを「バリアフリートイレ」として、普及啓発に努めたいと考えている。

○車椅子使用者用便房等は、一般トイレの混雑とは関係なく使用されている。

○適切な便器数の計算式が古く、現状では使えない状態である。

●平成 23 年度の調査研究取りまとめにおいても、（公社）空気調和・衛生工学会の規格について触れていたが工学会でも規準は都度見直しているという話もあったので、そちらを参照するような記載としている。それでも、このような記載では一般には理解しづらい、もっとこのような情報を追加した方が良いということがあれば具体的にご意見をいただけると、設計者や事業者によりわかりやすく情報提供できるような記載を検討できるため、是非ご教示いただきたい。

○視覚障害者は点字表記を使用する人もいるが、特に便房内を音声対応にしてほしいという意見が出ている。機能分散が図られた一般トイレにオストメイト用設備や乳幼児対応設備が設置されている場合、これらを視覚障害者が利用できないといったことがないよう、視覚障害者に配慮された設備を盛り込むようお願いしたい。

○音声案内については、現状のガイドラインでは入口までの案内とされているが、施設内やトイレ内での視覚障害者の利用も考え、ガイドライン等に盛り込まれるような形で検討されるような記載をお願いしたい。

●資料 4 では文字数やスペースの関係で「音声案内」と一言でまとめているが、入口までではなく、トイレ内の音声案内も必要であることをしっかりと記述したいと考えている。

○資料 6 の P.66 のロービジョン向けの対応について、各種ガイドラインに反映させていく

という記載があるが、単に壁や床などの色について見やすい組み合わせに配慮するとしてだけではなかなか伝わらない。鉄道総研では便器と壁の色の関係性など、いろいろと調査しているので、そういったエビデンスを基にした形での検討をお願いしたい。

- 報告書案は、このようなメッセージを打ち出したいということで記載をしており、まだ書き込みが足りない部分もあるため、ご指摘の先行研究などの補足的な情報も盛り込む方向で検討したい。

○資料4のP.3の補助犬トイレの設置の記述について、当事者団体や厚生労働省では基本的に、補助犬トイレでないところでも補助犬の用を足すことができるという認識だと思うが、この書き方だと補助犬トイレしか使ってはいけないと理解される可能性があるので、慎重な記述をお願いしたい。

- 補助犬トイレの件についてはできる限りの配慮をして記述したつもりだが、初めて読む人に補助犬トイレでなければダメだと思われてしまってはいけないので、記述については慎重に対応したい。

○資料4のP.5の教育活動の記述だが、今回の報告書も含めて全体的にマナーとルールという言葉が使われているところ、この言葉の使い分けが非常に重要である。マナーの場合、気持ちよくお互いが使うためにそう方が配慮しましょうという意味合いが強くなり、ルールの場合、場合によっては罰則の規定もあるような皆が守るべきものという意味合いになる。利用に関してマナーだけで片付けてしまうのは問題かと思うので、表現の再検討をお願いしたい。

- マナーとルールの件についてだが、今回の法律改正における広報啓発の努力義務は担保措置がない、罰則がないという意味では純然たるルールではないと言いつつも、マナーでもない。つまりマナー以上ルール未満といった考え方なので、報告書ではその辺りに配慮しながら記述していきたいと考えている。

○資料4のP.4の情報提供に関してだが、ピクトグラムと画像のみで情報提供されると、視覚障害者で音声読み上げ機能を使っている人が適切に情報を入手できない可能性があるので、ウェブアクセシビリティの観点についても記述をお願いしたい。

- ウェブサイトでの情報提供に関しては、報告書案の本文ではウェブアクセシビリティに配慮するよう文章で追記している。名称の議論の部分について、ピクトグラムのみを掲示している事例を有効な事例として取り上げているが、このような場合だと視覚障害のあ

る方は利用に支障があるというご意見か。

○報告書案に記載されていることは承知した上で発言しているが、大枠の部分だったので、マーク表示を含めてアクセシビリティに配慮した情報提供の仕方について記載をお願いしたいという意味で申し上げた。

○トイレの名称については、例えば「だれでもトイレ」「ひろびろトイレ」といった自治体ごとの愛称もあるが、「だれでもトイレ」としたために、誰でも利用して良いと解釈されて問題が発生している事例があると聞いたことがある。今回は「車椅子利用者用便房等」の名称についての議論だと思うが、自治体ごとの愛称についてはどのように考えていけば良いのか。

○このような愛称が不適正利用につながっている部分も少なからずある。また、先ほどから指摘されているように、一般トイレの数自体が少ないといったことや、トイレの配置計画が不適正利用につながっている側面もあるような気がするが、不適正利用が起こらないような設備の配置とそれに対する名称変更についての提案が必要ではないかとの認識である。報告書にどのように記述するか事務局とも相談したい。

○周知が非常に重要であると感じており、学校教育で取り上げるよう県や市町村にお願いはしているのだが、小学校4年生で数時間といった制約があるようなので、国交省と文科省で連携し、外見では分からない障害について周知が図られるようにお願いしたい。

○ピクトグラムの周知や、このような障害の人が困っているということを子どもに対して啓発してもらえると、子どもから大人に対して啓発が向いていくのではないかと思う。

○報告書案の委員名簿で私の名前が抜けていたので確認をお願いしたい。

●修正させていただく。